

(様式例 3)

群馬県指令河第 3 0 3 5 2 - 1 号

高崎市

令和 7 年 7 月 2 3 日付けで申請のあった河川敷地占用許可準則(以下「準則」という。)
第 2 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設
が占用することができる河川敷地の区域を指定するとともに、当該都市及び地域の再生
等のために利用する施設に関する占用の方針及び当該施設の占用主体を次のとおり定め
る。

令和 7 年 8 月 2 6 日

群馬県知事 山本 一太

第 1 都市・地域再生等利用区域

1 指定範囲

一級河川榛名湖の河川区域内で別図に示す区域
(高崎市榛名湖町 8 4 7 甲-1)

2 指定年月日

令和 7 年 8 月 2 6 日

第 2 都市・地域再生等占用方針

1 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

準則第 22 第 3 項第一号に掲げる広場、同項第二号に掲げるイベント施設、同項
第三号に掲げる遊歩道、同項第六号に掲げる前述の施設と一体をなす広告板・
広告柱・照明・音響施設、同項第七号に掲げる日よけ、同項第九号に掲げる突
出看板、同項第十一号に掲げるその他都市及び地域の再生等のために利用する
施設

2 許可方針

(1) 各施設に共通する事項は、次のとおり。

- 一 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 二 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺
空間を確保するために清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努
めること。
- 三 周辺住民及び河川利用者等からの苦情は、許可を受けた者が責任と誠意を持
って速やかに対処すること。
- 四 占用に伴う危険を防止するため、施設及び河川の利用者の安全を確保するた
めに必要な措置を講ずること。
- 五 降雨、水位、地震等の状況を常に把握し、危険の恐れ又は異常な状態が生じ

- た場合は、占用施設の使用を中止し、利用者等を円滑に避難させること。
- 六 施設使用者に占用施設を使用させる場合は、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 七 施設使用者に占用施設を使用させることにより施設利用料を得る場合には、その収入を、当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 八 施設利用料の徴収及び活用状況を河川管理者に年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。
- 九 都市・地域再生等利用区域等を変更しようとするときは、群馬県知事宛てに変更要望申請書を提出すること。

第3 占用主体

1 占用主体

高崎市長（準則第22第4項第1号に掲げる者）

2 施設使用者の要件

準則第25第1項の施設使用者は、次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しない者でなければならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 四 暴力団員等が事業活動を実質的に支配している者
- 五 親会社又はその代表者、役員等が第二号から第四号までに該当する者
- 六 第2号から第4号までに掲げる者と便益の供与、交際等の関係を有する者（雇用又は使用している場合及び業務委託、資材調達等をしている場合を含む。）
- 七 納付すべき税（都道府県税、市区町村税、法人税（法人の場合）、申告所得税（法人でない団体の代表者）、消費税及び地方消費税）を滞納している者